

障害者雇用率の算定について

<用語の定義、計算式等>

【例】令和元年度数値

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
職員数	旧除外職員数	基準割合	除外率	前年度除外率	適用される除外率	算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率
35,162.5	17,199.0	48%	25%	25%	25%	26,372.5	397.0	1.51%

1 職員数①

「常時勤務する職員」。障害者雇用率算定上は、法律上の任用形式、常勤・非常勤の別、定員内・外の別を問わず、雇入れのときから1年を超えて勤務する者とする（見込みを含む）。

2 旧除外職員数②

「教育長」「船員」「幼稚園、小学校、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）及び幼保連携型認定こども園の教育職員」

3 基準割合③

= 旧除外職員数② / 職員数①



4 除外率④

基準割合③を右の表に当てはめて、算出。

基準割合③	除外率④		
	22年度まで	改正	23年度から
95%以上	85%	→	75%
90%以上 95%未満	80%	→	70%
85%以上 90%未満	75%	→	65%
80%以上 85%未満	70%	→	60%
75%以上 80%未満	65%	→	55%
70%以上 75%未満	60%	→	50%
65%以上 70%未満	55%	→	45%
60%以上 65%未満	50%	→	40%
55%以上 60%未満	45%	→	35%
50%以上 55%未満	40%	→	30%
45%以上 50%未満	35%	→	25%
40%以上 45%未満	30%	→	20%
35%以上 40%未満	25%	→	15%
30%以上 35%未満	20%	→	10%
25%以上 30%未満	15%	→	5%
20%以上 25%未満	10%		
15%以上 20%未満	5%		

5 前年度除外率⑤

= 前年度に適用した除外率

6 適用される除外率⑥

除外率④と前年度除外率⑤との差 … 10 以上の場合 → 除外率④を採用
 // … 10 未満の場合 → 前年度除外率⑤を採用

7 算定の基礎となる職員数⑦

= 職員数① - (職員数① × 適用する除外率⑥)

8 実雇用率⑨

= 障害者の数⑧ / 算定の基礎となる職員数⑦ × 100

<算定手順>

$$\text{実雇用率}^{\textcircled{9}} (\%) = \frac{\text{障害者の数}^{\textcircled{8}}}{\text{算定の基礎となる職員数}^{\textcircled{7}}} = \frac{\text{障害者の数}^{\textcircled{8}}}{\text{職員数}^{\textcircled{1}} - (\text{職員数}^{\textcircled{1}} \times \text{適用される除外率}^{\textcircled{6}})} \times 100$$

- 旧除外職員数^②／職員数^①で、基準割合^③を算出。
↓
- 基準割合^③を表に当てはめて、除外率^④を算出。
↓
- 除外率^④と前年度除外率^⑤を比較し、
 - ・ 差が 10 以上の場合
→ 除外率^④＝適用される除外率^⑥
 - ・ 差が 10 未満の場合
→ 前年度除外率^⑤
＝適用される除外率^⑥

年度	(誤)	→	(正)
H16	35%	→	35%
:	:	:	:
H19	35%	→	35%
H20	35%	→	35%
H21	35%	→	35%
H22	35%	→	35%
H23	35%	→	25%
:	:	:	:
H29	35%	→	25%
H30	35%	→	25%

<除外率制度の意義及び変遷>

1 「除外職員制度」から「除外率制度」への移行

平成 14 年法改正により、平成 16 年 4 月 1 日から、除外職員の範囲が、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員（警察官、自衛官、刑務官、麻薬取締官等）に限定された。

併せて、その範囲から外れた「小学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育職員等」を「旧除外職員」とし、当該職員の数をそのまま除くのではなく、職員総数に占める割合等を踏まえて除外率を算定した上で、それに基づく人数を職員数から除くこととされた。

なお、旧除外職員については、障害者雇用促進の観点から、将来的に廃止の方向で除外率を段階的に引き下げるものとされている。

※1 「除外率制度」へ移行した際の最初の「除外率」は、前年度（平成 15 年度）調査において算定した基準割合により確定した。 [千葉県教育委員会は 35%]

※2 平成 16 年度報告から、基準割合(③)に基づく除外率(④)と、前年度の除外率(⑤)を比べ、適用される除外率(⑥)を決めることとされた。

2 除外率の見直し

平成 23 年度に一律 10%の引き下げが行われた。(1 の趣旨と同じ。)

<旧除外職員及び除外率の算定誤りの検証>

1 誤りが発生した年度の特定

当該年度に適用される除外率は、前年度除外率を踏まえて算定されるため、いつから誤りが発生したかを特定させる必要があり、過去に遡って調査を行った。

(1) 除外率が導入された平成 15 年度報告について、資料等を確認した結果、旧除外職員数に小学校の事務職員、学校栄養職員や特別支援学校の事務職員、学校栄養職員、介助員、運転手、調理員、学校技能員（以下、「小学校等の事務・栄養職員等」と表記）は含まれていないことを確認した。

平成 16～18 年度報告は資料が残っておらず、平成 19 年度報告のもとになった表計算ファイルで、小学校等の事務・栄養職員等が含まれない計算式が設定されていることが確認された。

(2) 平成 20 年度報告について、労働局に報告した職員総数が▲420 人に対し、除外職員数が+1,024 人と大幅に増加しており、表計算ファイルを確認したところ、除外職員に小学校等の事務、栄養職員等を含める計算式が設定されていることが判明した。

(3) 平成 21 年度以降の報告について、表計算ファイルを確認した結果、平成 20 年度と同様の計算式が設定されていることが判明した。



※ 以上から、平成 20 年度報告で、旧除外職員数の算定誤りが発生したものと判断した。

2 過去の除外率の修正

昨年度、千葉労働局に再提出した平成 29 年度報告以降の障害者雇用率を修正するため、平成 20 年度報告以降の「基準割合」「除外率」「適用される除外率」を順次訂正した。

(1) 旧除外職員数を、学校基本調査(5月1日)の数値を基に算定した数値に置き換えて訂正した。

※ 厳密には、学校基本調査(5月1日)から雇用率算定(6月1日)までの1か月の増減や、職員総数への嘱託職員の計上漏れを反映させる必要があるが、書類等が残っておらず正確な数値が把握できないことと、いずれも少数で基準割合を1ポイント増減させるほどの影響がないため、反映させていない。

(2) その結果、平成 20 年度の「基準割合」③が 51%→48%に低下する。(以降の年度も同様)

(3) 平成 20 年度以降、「基準割合」の修正に伴って、

○ 「除外率」④は、

- ・平成 20～22 年度は 40%→35%に修正になり、
- ・平成 23 年度以降は 30%→25%に修正になる。

○ 平成 23 年度は、除外率の 25%への低下を受け、

「前年度除外率 35%、除外率 30%」(差が 10 未満) から、

「前年度除外率 35%、除外率 25%」(差が 10 以上) となる。

そのため、「適用される除外率」⑥が、

35% (前年度除外率を採用) →25% (除外率を採用) に修正になる。

○ 平成 24 年度以降の「適用される除外率」⑥は、

「前年度除外率 25%、除外率 25%」(差が 10 未満) であるため、25%のまま推移する。

(数値の修正)

年度	職員数	旧除外職員数		基準割合		除外率		適用される除外率	
		修正前	修正後	修正前	修正後	修正前	修正後	修正前	修正後
H20	35,155	18,217	17,146	51%	48%	40%	35%	35%	35%
H21	35,074	18,299	17,076	52%	48%	40%	35%	35%	35%
H22	34,889	18,084	17,059	51%	48%	40%	35%	35%	35%
H23	34,937	18,092.5	17,090	51%	48%	30%	25%	35%	25%
H24	34,955.5	18,101.5	17,151	51%	48%	30%	25%	35%	25%
H25	35,018	18,132	17,229	51%	48%	30%	25%	35%	25%
H26	35100.5	18,202	17,215	51%	48%	30%	25%	35%	25%
H27	35,034	18,052	17,243	51%	48%	30%	25%	35%	25%
H28	34,964.5	18,016.5	17,245	51%	49%	30%	25%	35%	25%

基準割合③

年度	(誤)	→	(正)
H16	46%	→	46%
:	:	:	:
H19	48%	→	48%
H20	51%	→	48%
H21	52%	→	48%
H22	51%	→	48%
H23	51%	→	48%
:	:	:	:
H29	51%	→	48%
H30	51%	→	48%

除外率④

年度	(誤)	→	(正)
H16	35%	→	35%
:	:	:	:
H19	35%	→	35%
H20	40%	→	35%
H21	40%	→	35%
H22	40%	→	35%
H23	30%	→	25%
:	:	:	:
H29	30%	→	25%
H30	30%	→	25%

適用される除外率⑥

年度	(誤)	→	(正)
H16	35%	→	35%
:	:	:	:
H19	35%	→	35%
H20	35%	→	35%
H21	35%	→	35%
H22	35%	→	35%
H23	35%	→	25%
:	:	:	:
H29	35%	→	25%
H30	35%	→	25%

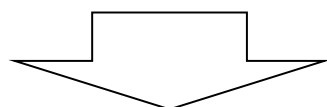
※1 平成20年度～22年度の基準割合③や除外率④の修正が、適用される除外率⑥の修正につながらないのは、除外率④と前年度除外率⑤がともに35%で差がないため、前年度除外率⑤を適用される除外率⑥として採用するためである。

※2 平成23年度に適用される除外率⑥が修正になるのは、除外率④が制度改正（一律10%引き下げ）の影響もあって25%まで下がり、前年度除外率⑤35%との差が10ポイントになり、当該年度の除外率④を適用される除外率⑥として採用するためである。

障害者任免状況通報書における除外率に係る数値等（千葉労働局への報告ベース）

年度	前年度 除外率	職員総数	職員総数 前年度比	旧除外 職員数	旧除外職員 前年度比	基準割合	除外率	適用される 除外率
14年度	—	35397		16060		—	—	—
15年度		35228	▲ 169.0	16192	132.0	45%	35	—
16年度	35	35361	133.0	16580	388.0	46%	35	35
17年度	35	35187	▲ 174.0	16731	151.0	47%	35	35
18年度	35	35494	307.0	17029	298.0	47%	35	35
19年度	35	35575	81.0	17193	164.0	48%	35	35
20年度	35	35155	▲ 420.0	18217	1024.0	51%	40	35
21年度	35	35074	▲ 81.0	18299	82.0	52%	40	35
22年度	35	34889	▲ 185.0	18084	▲ 215.0	51%	40	35
23年度	35	34937	48.0	18092.5	8.5	51%	30	35
24年度	35	34955.5	18.5	18101.5	6.5	51%	30	35
25年度	35	35018	62.5	18132	33.0	51%	30	35
26年度	35	35100.5	82.5	18202	70.0	51%	30	35
27年度	35	35034	▲ 66.5	18052	▲ 150.0	51%	30	35
28年度	35	34964.5	▲ 69.5	18016.5	▲ 35.5	51%	30	35
* 29年度	35	35118	153.5	17998	▲ 18.5	51%	30	35
* 30年度	35	35043.5	▲ 74.5	18003	▲ 5.0	51%	30	35

制度改正



旧除外職員修正後(平成20年度～28年度)の基準割合と除外率

年度	前年度 除外率	職員総数	職員総数 前年度比	旧除外 職員数	旧除外職員 前年度比	基準割合	除外率	適用される 除外率
14年度	—	35397		16060		—	—	—
15年度		35228	▲ 169.0	16192	132	45%	35	—
16年度	35	35361	133.0	16580	388	46%	35	35
17年度	35	35187	▲ 174.0	16731	151	47%	35	35
18年度	35	35494	307.0	17029	298	47%	35	35
19年度	35	35575	81.0	17193	164	48%	35	35
20年度	35	35155	▲ 420.0	17146	▲ 47	48%	35	35
21年度	35	35074	▲ 81.0	17076	▲ 70	48%	35	35
22年度	35	34889	▲ 185.0	17059	▲ 17	48%	35	35
23年度	35	34937	48.0	17090	31	48%	25	25
24年度	25	34955.5	18.5	17151	61	48%	25	25
25年度	25	35018	62.5	17229	78	48%	25	25
26年度	25	35100.5	82.5	17215	▲ 14	48%	25	25
27年度	25	35034	▲ 66.5	17243	28	48%	25	25
28年度	25	34964.5	▲ 69.5	17245	2	49%	25	25
29年度	25	35263.5	299.0	17098	▲ 147	48%	25	25
30年度	25	35185.5	▲ 78.0	17142	44	48%	25	25
令和元年度	25	35162.5	▲ 23.0	17199	57	48%	25	25

制度改正

※旧除外職員数の平成20年度から28年度の数値は、学校基本調査（名年度5月1日時点）の数値を基に概算で算出したもの。

<嘱託職員等の算定誤り>

1 誤りの経緯等

- (1) 嘱託職員及び再任用短時間勤務職員（以下「嘱託職員等」という。）については、以前から、単年度の任用であり、更新とならない場合もあることから職員数に含めないと解釈してきた。なお、平成22年度から採用を始めた障害のある方を対象とした嘱託職員については、事前に雇用期間は3年～5年であると明示していることから、職員数に含めていた。
- (2) 昨年度、障害者雇用率の算定誤りが判明し、千葉労働局に確認しながら再点検を行って行く中で、嘱託職員等を職員数に含めることに気づき、平成29年度、30年度の報告書について加算の修正を行ったが、この際、「1年を超えると見込まれる者」を、雇用の際に事前に1年を超えることを明示するなど明確な者のみが対象になるものと誤って解釈し、結果として1年目の嘱託職員等は計上しなかった。
- (3) 今回、除外職員の算定誤りが見つかり、修正作業を行うため千葉労働局等に確認する中で、「1年を超えることが見込まれる者は、1年以下の期間を定めた雇用であっても、更新の可能性のある限り該当する」とのことが確認され、改めて1年目の嘱託職員等も計上を行った。
- また、これ以外にも平成29年度、30年度で修正した中に算定誤りが確認され、併せて修正を行った。

2 修正の内容

平成30年度

修正前の職員数 35043.5	➡	項 目	実人数	職員数	嘱託職員の誤り	241	120	再任用短時間勤務職員の誤り	32	32	その他の誤り	▲10	▲10	計	263	142	➡	修正後の職員数 35185.5
項 目	実人数	職員数																
嘱託職員の誤り	241	120																
再任用短時間勤務職員の誤り	32	32																
その他の誤り	▲10	▲10																
計	263	142																

平成29年度

修正前の職員数 35118.0	➡	項 目	実人数	職員数	嘱託職員の誤り	220	107.5	再任用短時間勤務職員の誤り	39	39	その他の誤り	▲1	▲1	計	258	145.5	➡	修正後の職員数 35263.5
項 目	実人数	職員数																
嘱託職員の誤り	220	107.5																
再任用短時間勤務職員の誤り	39	39																
その他の誤り	▲1	▲1																
計	258	145.5																

※職員数：「20時間以上30時間未満」の者1人は0.5人に相当するものとしてカウント

※その他の誤り：主なものは育休任期付職員、臨時的任用職員、養護教諭の計上誤り

<旧除外職員数の修正分の内訳>

平成30年度（▲861）

事務職員	学校栄養職員	介助員等	その他	計
▲694	▲90	▲98	21	▲861

平成29年度（▲900）

事務職員	学校栄養職員	介助員等	その他	計
▲717	▲96	▲107	20	▲900